

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>青梅秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二 二地先から同市大字上名栗字沢口一二 九〇番二一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年六月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月二十八日付け埼玉県飯 能県土整備事務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長二八・九〇メートル</p>	<p>備考</p>